

た之に従がふて答問を進めんとす。

(一) 此の項に於ては學士は余の提示を認め、前きに引く所を以て失檢とせられたるに止まれば、もとより云爲の要あるなし。

(二) 此の項に於ては余が乳字の音に就いては、續弘簡錄元史類編に「乳音杳、遼東軍也、凡二十五部族」とあるが基にして、單行本元史類編に「乳音冥、遼東君也、凡二十五部族」と見ゆる「冥」は「杳」の誤り、「君」は「軍」の誤りなり、思ふに杳と冥とは其の意義相同じきが爲に、また君と軍とは其の音相同じきが爲に、かゝる誤りを生じたるに外ならざるべし。また思ふに「乳音杳」なる邵氏の音注は、乳字の偏なる<sup>エウ</sup>によりて獨斷的に定めたるものには非るなきかと曰へるに對して、大略

(1) 此の如きは實に酷評に失せるものにして、音の同じきを示すべき所に同義の字を用ゐ、義の同じきを示すべき所に同音の字を用ゆるが如きは一書生と雖敢て爲さざる所、康熙朝の翰林院侍講學士たりし碩學邵戒山に、斯る暴舉ありしとは思はれず、思ふにこれ傳寫版刻の際に起れる偶然の差誤なり。また以爲らく冥もし杳の誤寫ならずとせば、杳冥二字の音相通ぜるが爲に、杳に代ふるに冥を以てしたるなり、邵氏が如何なる場合如何なる必要ありて、杳に代ふるに冥を以てしたるか妄りに之を揣摩すべきにあらずと雖、決して漫然乳字の音を變更したるに非ずして同音異字を用ゐたるに過ぎざることは、蓋し疑を容れざるなり。